心身障害者タクシー利用助成事業

次のとおり、心身に障害を持つ方がタクシーを利用した際に料金の一部を助成する事業を実施します。申請手続きは、三宅村役場担当課または各出張所にて行い、該当者には助成券を発行します。

- 1 実施期間 2019年4月1日(月)から2020年3月31日(火)まで
- 2 使用区域 三宅村内
- 3 対象者 身体障害者手帳(1~6級)、愛の手帳、精神保健福祉手帳の いずれかをお持ちで下記のいずれにも該当する者
 - ・三宅村に住所を有し、居住していること
 - ・施設に入所していないこと
- 4 助 成 額 ①上記対象者(身体障害者手帳のみ1~4級)で 平成30年度住民税非課税者

申請のあった月から来年3月までの月数

× 4,000円分(500円券8枚)

②上記対象者の平成30年度住民税課税者と

身体障害者手帳5.6級の方

申請のあった月から来年3月までの月数

× 2,000円分(500円券4枚)

の助成券を発行します。

5 そ の 他 申請書は、三宅村役場担当課・各出張所にございます。

問い合わせ先 三宅村役場 福祉健康課 福祉係 電話5-0902